

新たな
区民センターの
基本計画素案



使用料
見直し方針案



皆様のご意見をお寄せください

問資産経営課 (☎5722-9876、☎5722-6134)

意見の提出方法

書式は問いませんが、「区民センター基本計画素案」または「使用料見直し方針案」への意見と明記の上、住所、氏名(団体の場合は、所在地、団体名、代表者名)、在勤・在学者は所在地、名称を書いて、専用HP(コード①または②)、郵送(持参可)、FAX・Eメールで、7月28日(必着)までに、総合庁舎本館4階資産経営課(〒153-8573 目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-6134、✉shisankeiei@city.meguro.tokyo.jp)へ。頂いた意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します(原文、住所・氏名などは公表しません)。

新たな区民センターの 基本計画素案を策定しました

区は、区民センターの建て替えについて、平成30年度から検討に取り組んでいます。令和4年12月に、基本計画(素案の案)を作成し、区民の意見募集、説明会などを実施しました。

この度、区民や有識者からの意見、民間事業者サウンディング調査(※)のほか、6年度の事業者公募に向けた検討や周辺地区まちづくりなどの進捗を踏まえ、基本計画素案を作成しました。

※公募による事業者との対話を通じて、さまざまなアイデアや意見を収集する調査

素案の案からの主な変更点

- ・有識者からの意見、民間事業者サウンディング調査結果について整理
- ・導入機能の考え方や運営形態を再整理
- ・周辺地区まちづくりの進捗を踏まえた記載を追加ほか

展示・説明会・シンポジウムを行います

①展示

時7月1日(土)8:00~7月9日(日)17:30

場総合庁舎本館1階西口ロビー

②説明会(事前予約制)

時①7月8日(土)10:00~11:30②7月12日(水)18:00~19:30

場中小企業センター(目黒2-4-36 区民センター内)

定各30人程度(先着)

申電話、Eメール(住所、氏名、電話、希望日①または②を記入)で、7月5日までに、資産経営課(☎5722-9876、✉shisankeiei@city.meguro.tokyo.jp)へ

③シンポジウム(希望者は当日会場へ)

時7月15日(土)9:30~11:30

場中小企業センターホール(区民センター内)

内基本計画素案の説明、区長と有識者によるパネルディスカッションほか 定400人(先着)

②③ 共通

※手話通訳・保育希望者は7月5日までに予約

ご応募いただいた中から決定しました

区民センター建て替えプロジェクトの名称

めぐろかがやきプロジェクト

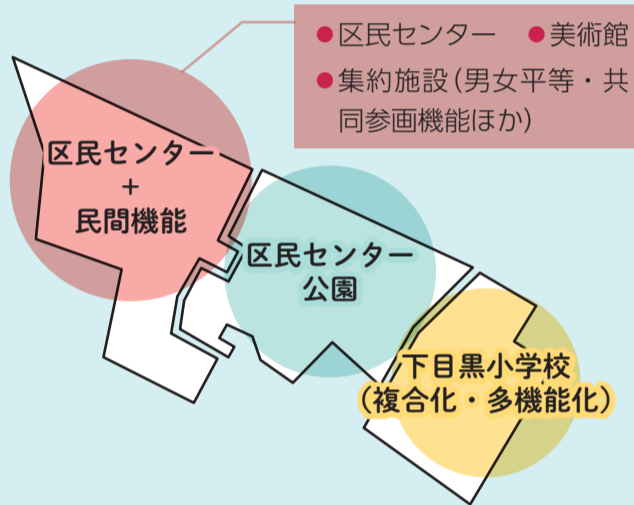
未来像

「未来とつながる
人とつながる
新たな自分とつながる」
できるが広がる創造空間

つなぐ つながる

つなげる

施設
配置



- 区民センター ● 美術館
- 集約施設(男女平等・共同参画機能ほか)

導入
機能

- 地域コミュニティ機能 ● 男女平等・共同参画機能
- 産業振興機能 ● 美術館機能 ● 体育館機能 ● 児童館機能
- 図書館機能 ● 公園機能 ● 小学校

今後の
予定

現在

9月
以降

6年5月
以降

7年4月
以降

10年4月
以降

基本計画
素案

基本
計画

事業者
公募

設計
ほか

工事

素案(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階資産経営課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館、区民センターで配布するほか、区HP(コード③)でご覧になれます。



③

公の施設使用料の 見直し方針を改定します



区民センターの建て替えや学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化など、区の施設サービスの充実を図る一方で、更新などに係る経費は今後増加していくことが見込まれています。利用者の多種多様な活動への更なる支援を図るとともに、施設の更新を見据えた持続可能な施設サービスを実現することを目的として、公の施設使用料の見直し方針を改定します。

☞方針案(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階資産経営課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館、区民センターで配布するほか、区HP(コード④)でご覧になれます。



④

主な改定内容

①使用料の算定方法を見直します

維持管理経費のほかに、建物の減価償却費などの資本的経費を含めることとします。

②多くの貸室を同一に位置づけ、算定基準を統一します

多くの貸室を「区民交流活動室(仮称)」として統一し、料金単価も統一します。

③利用時間割と料金負担割合を見直します

現行の3区分を「午前」「午後1」「午後2」「夜間」の4区分に見直します。また、利用率などを踏まえ、利用時間帯別の料金負担割合についても見直しを図ります。

④団体登録の区分けを見直します

区民交流活動室(仮称)の設置に伴い、登録団体を統一し、現行の一般団体は「区民団体」と「その他」に振り分けます。